

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第89条第3項、第97条第2項ただし書及び第4項（法第100条の2第3項において準用する場合を含む。）、第99条の5第5項後段並びに第114条の6並びに令第34条の2第1号ホ及び第2号ニ、第34条の5第1号ハ、第2号ハ、第3号ハ及びニ並びに第6号並びに第35条第2項第1号ロ並びに第3項第1号及び第3号

3 命令等の内容

- (1) 道路において行わなくてよい運転免許試験項目は、次のア及びイに掲げるものとする（第一条新府令第23条の2及び第四条新府令第23条の2関係）。

ア (2)のオートマチック・トランスミッションその他のクラッチの操作を要しない機構（以下「AT機構」という。）がとられておりクラッチの操作装置を有しない自動車（以下「AT自動車」という。）を使用して行う運転免許試験項目のうち方向変換、縦列駐車（縦列に駐車している自動車の間に縦列に駐車することをいう。以下同じ。）及び鋭角コースの走行

イ (2)のAT自動車以外の自動車を使用して行う運転免許試験項目

- (2) 次のアからオまでに掲げる運転免許（以下「免許」という。）の種類に係る自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験（以下「技能試験」という。）は、それぞれ次の(ア)及び(イ)に掲げる自動車を使用して、当該(ア)及び(イ)に掲げる項目について行うものとする（第一条新府令第24条第1項、第二条新府令第24条第1項、第三条新府令第24条第1項及び第四条新府令第24条第1項関係）。

ア 大型自動車免許（以下「大型免許」という。）、中型自動車免許（以下「中型免許」という。）、準中型自動車免許（以下「準中型免許」という。）及び普通自動車免許（以下「普通免許」という。）

(ア) AT自動車

- a 道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下同じ。）における走行（発進及び停止を含む。）
- b 交差点の通行（右折及び左折を含む。以下同じ。）
- c 横断歩道の通過
- d 方向変換又は縦列駐車

(イ) AT自動車以外の自動車

- a 幹線コース及び周回コースの走行（これらのコースにおける発進、停止及び指定速度での走行を含む。以下同じ。）
- b 交差点の通行
- c 横断歩道及び踏切の通過
- d 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行（坂道における一時停止及

び発進を含む。以下同じ。)

- e 方向変換
- イ 大型自動車第二種免許（以下「大型第二種免許」という。）及び中型自動車第二種免許（以下「中型第二種免許」という。）
 - (ア) AT自動車
 - a 道路における走行（発進及び停止を含む。）
 - b 交差点の通行
 - c 横断歩道の通過
 - d 人の乗降のための停車及び発進
 - e 方向変換又は縦列駐車
 - f 鋭角コースの走行
 - (イ) AT自動車以外の自動車
 - a 幹線コース及び周回コースの走行
 - b 交差点の通行
 - c 横断歩道及び踏切の通過
 - d 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
 - e 方向変換
 - f 鋭角コースの走行
- ウ 普通自動車第二種免許（以下「普通第二種免許」という。）
 - (ア) AT自動車
 - a 道路における走行（発進及び停止を含む。）
 - b 交差点の通行
 - c 横断歩道の通過
 - d 人の乗降のための停車及び発進
 - e 転回
 - f 方向変換又は縦列駐車
 - g 鋭角コースの走行
 - (イ) AT自動車以外の自動車
 - a 幹線コース及び周回コースの走行
 - b 交差点の通行
 - c 横断歩道及び踏切の通過
 - d 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
 - e 方向変換
 - f 鋭角コースの走行
- エ 大型自動車仮免許（以下「大型仮免許」という。）及び中型自動車仮免許（以下「中型仮免許」という。）
 - (ア) AT自動車
 - a 幹線コース及び周回コースの走行
 - b 交差点の通行
 - c 横断歩道及び踏切の通過

- d 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
 - e 路端における停車及び発進
 - f 隘路^{あい}への進入
- (イ) A T自動車以外の自動車
- a 幹線コース及び周回コースの走行
 - b 交差点の通行
 - c 横断歩道及び踏切の通過
 - d 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
- オ 普通自動車仮免許（以下「普通仮免許」という。）
- (ア) A T自動車
- a 幹線コース及び周回コースの走行
 - b 交差点の通行
 - c 横断歩道及び踏切の通過
 - d 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
- (イ) A T自動車以外の自動車
- a 幹線コース及び周回コースの走行
 - b 交差点の通行
 - c 横断歩道及び踏切の通過
 - d 曲線コース、屈折コース及び坂道コースの走行
- (3) (2)アからオまでの種類の免許に係る技能試験においては、A T自動車を使用して行う項目をA T自動車以外の自動車を使用して行う項目の前に行うものとし、A T自動車を使用して行う項目について合格基準に達する成績を得ることができなかった者に対しては、A T自動車以外の自動車を使用して行う項目を行うことを要しないこととする（第一条新府令第24条第3項及び第二条新府令第24条第3項関係）。
- (4) 次のアからサまでに掲げる種類の免許に係る技能試験については、(2)にかかわらず、A T自動車以外の自動車を使用して行う運転免許試験項目を行うことを要しないこととする（第一条新府令第24条第4項、第二条新府令第24条第4項、第三条新府令第24条第4項及び第四条新府令第24条第4項関係）。
- ア A T大型免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型免許をいう。以下同じ。）
- イ A T中型免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型免許をいう。以下同じ。）
- ウ A T準中型免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型免許をいう。以下同じ。）
- エ A T普通免許（運転することができる普通自動車をA T機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通免許をいう。以下同じ。）

- オ AT大型第二種免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型第二種免許をいう。以下同じ。）
- カ AT中型第二種免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型第二種免許をいう。以下同じ。）
- キ AT普通第二種免許（運転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通第二種免許をいう。以下同じ。）
- ク AT大型仮免許（運転することができる大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る大型仮免許をいう。以下同じ。）
- ケ AT中型仮免許（運転することができる中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない中型自動車、準中型自動車及び普通自動車に限る中型仮免許をいう。以下同じ。）
- コ AT準中型仮免許（運転することができる準中型自動車及び普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない準中型自動車及び普通自動車に限る準中型仮免許をいう。以下同じ。）
- サ AT普通仮免許（運転することができる普通自動車をAT機構がとられておりクラッチの操作装置を有しない普通自動車に限る普通仮免許をいう。以下同じ。）
- (5) 技能試験について、(2)にかかわらず、AT自動車以外の自動車を使用して行う運転免許試験項目を行うことを要しないこととする免許の種類とその条件について定めることとする（第二条新府令第24条第5項、第三条新府令第24条第5項及び第四条新府令第24条第5項）。
- (6) 大型仮免許又は中型仮免許の技能試験について、(2)にかかわらず、屈折コースの走行の項目を行わないことができる場合を定めることとする（第二条新府令第24条第6項、第三条新府令第24条第6項及び第四条新府令第24条第6項）。
- (7) (2)アからオまでの種類の免許に係る技能試験について、使用する自動車に応じて走行させる距離を定めるとともに、当該技能試験を受ける者が走行の途中において合格基準に達する成績を得ることができないことが明らかになったときは、当該距離の全部を走行させることを要しないこととする（第一条新府令第24条第6項、第二条新府令第24条第7項、第三条新府令第24条第7項及び第四条新府令第24条第7項関係）。
- (8) (2)アからオまでの種類の免許に係る技能試験について、それぞれの合格基準を定める（第一条新府令第24条第9項、第二条新府令第24条第10項、第三条新府令第24条第10項及び第四条新府令第24条第10項）。
- (9) 技能試験において使用する自動車は、次のアからクまでに掲げる免許の種類に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に掲げる種類の自動車とすることとする（第一条新府令第2

4条第10項関係、第二条新府令第24条第11項関係、第三条新府令第24条第11項関係、第四条新府令第24条第11項関係)。

ア 大型免許

- (ア) AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量1万キログラム以上の大型自動車(AT自動車に限る。)で長さが11.00メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が6.90メートル以上のもの(運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車(令第13条第1項第2号に規定する自衛隊用自動車をいう。以下同じ。)に限る大型免許にあつては、最大積載量6千キログラム以上の大型自動車(AT自動車に限る。)で長さが6.65メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が4.40メートル以上のもの)
- (イ) AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員5人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが4.40メートル以上、幅が1.69メートル以上、最遠軸距が2.50メートル以上、輪距が1.30メートル以上のもの(以下「特定普通免許標準試験車両」という。)

イ 中型免許

- (ア) AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量5千キログラム以上の中型自動車(AT自動車に限る。)で長さが7.00メートル以上、幅が2.25メートル以上、最遠軸距が4.10メートル以上のもの
- (イ) AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両

ウ 準中型免許及び準中型仮免許

- (ア) AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量2千キログラム以上の準中型自動車(AT自動車に限る。)で長さが4.40メートル以上、幅が1.69メートル以上、最遠軸距が2.50メートル以上、前軸輪距1.30メートル以上のもの
- (イ) AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両

エ 普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許

- (ア) AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員5人以上の専ら人を運搬する構造の普通自動車(AT自動車に限る。)で長さが4.40メートル以上、幅が1.69メートル以上、最遠軸距が2.50メートル以上、輪距が1.30メートル以上のもの
- (イ) AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両

オ 大型第二種免許

- (ア) AT自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員30人以上のバス型の大型自動車(AT自動車に限る。)で長さが10.00メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が5.15メートル以上のもの
- (イ) AT自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許

標準試験車両

カ 中型第二種免許

- (ア) A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車（A T自動車に限る。）で長さが6.50メートル以上、幅が2.00メートル以上、最遠軸距が3.80メートル以上のもの
- (イ) A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両

キ 大型仮免許

- (ア) A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量1万キログラム以上の大型自動車（A T自動車に限る。）で長さが11.00メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が6.90メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員30人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは法第87条第1項に規定する試験等（以下単に「試験等」という。）において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量6千キログラム以上の大型自動車（A T自動車に限る。）で長さが6.65メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が4.40メートル以上のもの又は乗車定員30人以上のバス型の大型自動車（A T自動車に限る。）で長さが10.00メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が5.15メートル以上のもの）
- (イ) A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両

ク 中型仮免許

- (ア) A T自動車を使用して行う技能試験にあつては、最大積載量5千キログラム以上の中型自動車（A T自動車に限る。）で長さが7.00メートル以上、幅が2.25メートル以上、最遠軸距が4.10メートル以上のもの（乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車（A T自動車に限る。）で長さが6.50メートル以上、幅が2.00メートル以上、最遠軸距が3.80メートル以上のもの）
 - (イ) A T自動車以外の自動車を使用して行う技能試験にあつては、特定普通免許標準試験車両
- (10) 大型免許、中型免許、準中型免許又は普通免許に係る教習のうち、模擬運転装置（運転シミュレーターを除く。）による教習は、次のアからカまでに掲げる教習の区分に応じ、それぞれ次に掲げる教習の科目について行い、かつ、その教習時間は、それぞれ次に掲げる時間を超えないこととする（第一条新府令第33条第5項第1号チ、第二条新府令第33条第5項第1号チ及び第三条新府令第33条第5項第1号チ関係）。
- ア 大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）又は準中型免許（A T準中型免許を除く。）に係る教習（準中型免許（A T準中型免許を除く。）に係る教習にあつては、現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）

基本操作及び基本走行並びに応用走行 1 時限

イ A T 大型免許、A T 中型免許又は A T 準中型免許に係る教習（A T 準中型免許に係る教習にあつては、現に A T 普通免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対するものに限る。）

基本操作及び基本走行 1 時限

ウ 準中型免許（A T 準中型免許を除く。）に係る教習（現に普通免許又は普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）

(ア) 基本操作及び基本走行 2 時限

(イ) 応用走行 1 時限

エ A T 準中型免許に係る教習（現に A T 普通免許又は A T 普通第二種免許を受けている者に対するものを除く。）

基本操作及び基本走行 2 時限

オ 普通免許（A T 普通免許を除く。）に係る教習

(ア) 基本操作及び基本走行 1 時限

(イ) 応用走行 1 時限

カ A T 普通免許に係る教習

基本操作及び基本走行 1 時限

(11) 応用走行の最後において基本操作及び基本走行並びに応用走行の教習効果の確認を行い、その成績が良好な者についてのみ教習を修了することとする（第一条新府令第33条第5項第1号ネ関係）。

(12) 法第99条の5第5項後段に規定する技能検定に合格した旨の証明は、技能検定に係る免許の種類等の事項を記載した書面に当該技能検定を行った技能検定員が署名又は記名押印をして行うものとする（第一条新府令第34条の2第3項関係）。

(13) 中型第二種免許に係る教習における曲線コース、方向変換コース、鋭角コースに係るコースの基準を改める（第二条新府令別表第3の2の表関係）。

(14) 大型免許（A T 大型免許を除く。）又は中型免許（A T 中型免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース又は方向変換コースを走行する教習を行う場合における当該コースに係るコースの基準については、普通免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする（第二条新府令別表第3の2の表の備考第4号及び第三条新府令別表第3の2の表の備考第4号関係）。

(15) 大型第二種免許（A T 大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T 中型第二種免許を除く。）に係る教習において普通自動車を使用して屈折コース、曲線コース、方向変換コース又は鋭角コースを走行する教習を行う場合における屈折コース、曲線コース若しくは方向変換コース又は鋭角コースに係るコースの基準については、それぞれ普通免許若しくは普通第二種免許又は普通第二種免許に係る教習のコースの基準によるものとする（第二条新府令別表第3の2の表の備考第5号及び第四条新府令別表第3の2の表の備考第5号関係）。

(16) 技能教習の科目ごとの教習時間の基準を改める（第一条新府令別表第4の1の表、

第二条新府令別表第4の1の表、第三条新府令別表第4の1の表及び第四条新府令別表第4の1の表関係)。

(17) 大型免許 (AT大型免許を除く。)、中型免許 (AT中型免許を除く。)、準中型免許 (AT準中型免許を除く。)、及び普通免許 (AT普通免許を除く。)、大型第二種免許 (AT大型第二種免許を除く。)、中型第二種免許 (AT中型第二種免許を除く。)、及び普通第二種免許 (AT普通第二種免許を除く。))並びに大型仮免許 (AT大型仮免許を除く。)、中型仮免許 (AT中型仮免許を除く。)、準中型仮免許 (AT準中型仮免許を除く。))及び普通仮免許 (AT普通仮免許を除く。))に係る法第89条第3項の検査 (以下「技能検査」という。)、技能試験及び法第100条の2第1項の再試験 (以下「再試験」という。))については、当分の間、なお従前の例によることができることとする (改正府令附則第2条第1項及び第2項、附則第3条第1項から第3項まで、附則第4条第1項及び第2項並びに附則第5条第1項関係)。

(18) AT自動車以外の自動車を使用して行う次のアからクまでに掲げる免許に係る技能検査、技能試験及び再試験並びに技能検定は、当分の間、それぞれ次に掲げる自動車を使用して行うことができることとする (改正府令附則第3条第4項から第7項まで及び第16項から第18項まで、附則第4条第3項、第4項及び第11項並びに附則第5条第2項及び第7項関係)。

ア 大型免許 (AT大型免許を除く。)

最大積載量1万キログラム以上の大型自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが11.00メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が6.90メートル以上のもの (運転することができる大型自動車を自衛隊用自動車に限る大型免許にあっては、最大積載量6千キログラム以上の大型自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが6.65メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が4.40メートル以上のもの)

イ 中型免許 (AT中型免許を除く。)

最大積載量5千キログラム以上の中型自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが7.00メートル以上、幅が2.25メートル以上、最遠軸距が4.10メートル以上のもの

ウ 準中型免許 (AT準中型免許を除く。)

最大積載量2千キログラム以上の準中型自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが4.40メートル以上、幅が1.69メートル以上、最遠軸距が2.50メートル以上、前軸輪距1.30メートル以上のもの

エ 大型第二種免許 (AT大型第二種免許を除く。)

乗車定員30人以上のバス型の大型自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが10.00メートル以上、幅が2.40メートル以上、最遠軸距が5.15メートル以上のもの

オ 中型第二種免許 (AT中型第二種免許を除く。)

乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車(AT自動車以外の自動車に限る。)で長さが8.20メートル以上、幅が2.25メートル以上、最遠軸距が4.20メートル以上のもの

カ 大型仮免許（A T大型仮免許を除く。）

最大積載量1万キログラム以上の大型自動車（A T自動車以外の自動車に限る。）で長さが11.00メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が6.90メートル以上のもの（自衛隊用自動車である大型自動車又は乗車定員30人以上のバス型の大型自動車を練習のため若しくは試験等において運転しようとする者については、それぞれ最大積載量6千キログラム以上の大型自動車（A T自動車以外の自動車に限る。）で長さが6.65メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が4.40メートル以上のもの又は乗車定員30人以上のバス型の大型自動車（A T自動車以外の自動車に限る。）で長さが10.00メートル以上、幅が2.40メートル以上及び最遠軸距が5.15メートル以上のもの）

キ 中型仮免許（A T中型仮免許を除く。）

最大積載量5千キログラム以上の中型自動車（A T自動車以外の自動車に限る。）で長さが7.00メートル以上、幅が2.25メートル以上、最遠軸距が4.10メートル以上のもの（乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車を練習のため又は試験等において運転しようとする者については、乗車定員11人以上29人以下のバス型の中型自動車（A T自動車以外の自動車に限る。）で長さが8.20メートル以上、幅が2.25メートル以上、最遠軸距が4.20メートル以上のもの）

ク 準中型仮免許（A T準中型仮免許を除く。）

最大積載量2千キログラム以上の準中型自動車（A T自動車以外の自動車に限る。）で長さが4.40メートル以上、幅が1.69メートル以上、最遠軸距が2.50メートル以上、前軸輪距1.30メートル以上のもの

(19) (18)により(18)オの中型自動車を使用して中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）に係る技能検定を行う場合及び当該技能検定に係る技能教習を行う場合におけるコースの形状及び構造に関する基準は、なお従前の例によることとする（改正府令附則第3条第19項関係）。

(20) 指定自動車教習所における大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）及び普通免許（A T普通免許を除く。）並びに大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）及び普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、当分の間、なお従前の例によることができることとする（改正府令附則第2条第10項及び第11項、第3条第12項及び第13項、第4条第9項並びに第5条第5項関係）。

(21) 改正府令の施行の際現に指定自動車教習所において大型免許（A T大型免許を除く。）、中型免許（A T中型免許を除く。）、準中型免許（A T準中型免許を除く。）及び普通免許（A T普通免許を除く。）並びに大型第二種免許（A T大型第二種免許を除く。）、中型第二種免許（A T中型第二種免許を除く。）及び普通第二種免許（A T普通第二種免許を除く。）に係る教習を受けている者に対する技能教習の科目ごとの教習時間及び教習方法の基準並びに技能検定の実施の方法及び合格の基準は、当分の間、なお従前の例によることとする（改正府令附則第2条第12項及び第

13項、第3条第14項及び第15項、第4条第10項並びに第5条第6項関係)。
(22) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

- (1) 前記3(12)
公布の日
- (2) 前記3(1)から(4)まで、(7)から(11)まで、(16)から(18)まで及び(20)から(22)までのうち普通免許、普通第二種免許及び普通仮免許に係る部分
令和7年4月1日
- (3) 前記3(2)から(10)まで及び(13)から(22)までのうち中型免許、準中型免許、中型第二種免許、中型仮免許及び準中型仮免許に係る部分
令和8年4月1日
- (4) 前記3(2)、(4)から(10)まで、(14)、(16)から(18)まで及び(20)から(22)までのうち大型免許及び大型仮免許(一部)に係る部分
令和9年4月1日
- (5) 前記3(1)、(2)、(4)から(9)まで、(15)から(18)まで及び(20)から(22)までのうち大型第二種免許及び大型仮免許(一部)に係る部分
令和9年10月1日